

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 6月15日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第36号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(保健所長への委任)</p> <p>第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(156) (略)</p> <p><u>(156)の2 旅館業法第6条第1項の規定により、 宿泊者名簿の提出を要求すること。</u></p> <p>(157) 旅館業法第7条第1項又は第2項の規定により、関係者から報告を求め、又は当該職員に立入検査若しくは質問をさせること。</p> <p>(158) 旅館業法第7条の2第1項の規定により、<u>旅館業の施設の構造設備を基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずること。</u></p> <p><u>(158)の2 旅館業法第7条の2第2項又は第3項の規定により、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずること。</u></p> <p>(159)・(160) (略)</p> <p><u>(160)の2 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第8条第1項の規定により、宿泊者名簿の提出を要求すること。</u></p> <p><u>(160)の3 住宅宿泊事業法第15条又は第41条第2項の規定により、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。</u></p> <p><u>(160)の4 住宅宿泊事業法第17条第1項又は第45条第2項の規定により、報告を求め、又は当該職員に立入検査若しくは質問をさせること。</u></p> <p>(161)～(267) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(職業能力開発校長への委任)</p> <p>第9条の2 次に掲げる事務は、職業能力開発校長に委任する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）<u>第3条第1項第1号イ</u>の規定による介護員の養成に関する研修（県立職業能力開発校が実施する研修に限る。）を修了した旨の証明書を交付すること。</p>	<p>(保健所長への委任)</p> <p>第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(156) (略)</p> <p>(157) 旅館業法第7条第1項の規定により、関係者から報告を求め、又は当該職員に立入検査をさせること。</p> <p>(158) 旅館業法第7条の2の規定により、<u>営業施設の構造設備を基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずること。</u></p> <p>(159)・(160) (略)</p> <p>(161)～(267) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(職業能力開発校長への委任)</p> <p>第9条の2 次に掲げる事務は、職業能力開発校長に委任する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）<u>第3条第1項第1号</u>の規定による介護員の養成に関する研修（県立職業能力開発校が実施する研修に限る。）を修了した旨の証明書を交付すること。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。